

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、キリスト教主義にのっとり、教育基本法及び学校教育法に基づいて、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育を施し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献しうる健全な人間を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は弘前学院聖愛中学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、青森県弘前市大字原ケ平字山元112番地21に置く。

第2章 課程・収容定員及び修業年限

(家庭・収容定員・修業年限)

第4条 本校の過程、収容定員及び修業年限は、次に定めるとおりとする。

収容定員		修業年限
入学定員	総定員	
60名(男女)	180名	3年

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月3日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日、施時授業及び臨時休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律で休日とされた日

(3)学年始、夏季、冬季及び学年末の校長の定めた日

(4)創立記念日6月25日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他緊急の事情があるとき、若しくは教育実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第8条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)学校またはこれに準ずる学校を卒業した者

(2)本校において、小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学許可)

第9条 入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

(入学の時期)

第10条 入学を許可する時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第11条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学手続)

第12条 入学の許可を受けた者は、速やかに誓約書、保障書等に入学料及び本校で定めている入学時納付金を添えて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学及び編入学)

第13条 他の中学校から本校に転入学または編入学を希望する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

(転学)

第14条 生徒が他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学または退学した者が再入学を願い出たときは、その理由によって許可することがある。

(欠席、休学)

第17条 生徒が、病気やその他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が、病気やその他やむを得ない理由により長期間出席することができないときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書を添え、休学を願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第18条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、必要な書類を添え、願い出て許可を得なければならない。

(出席停止)

第19条 生徒が伝染病にかかりまたはその恐れがあると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第20条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届け出)

第21条 生徒及び保護者の市営、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出な

なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第22条 本校の教育課程は、教科並びに各教科以外の教育活動により編成し、その強化、科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(課程修了の認定)

第23条 各学年の課程修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第24条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(学習の評価)

第25条 学習の評価については、別に定める内規による。

第6章 保証人

(保証人)

第27条 保証人は次の各号に掲げる者とする。

(1) 親権者

(2) 独立の生計を営む兄弟、縁故ある者

(3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第28条 保証人が転籍、転居または氏名変更その他身上事項に変動があったときは、速やかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失踪または禁治産の宣言若しくは破産等に係るものであるときは、改めて、保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でないと思われるときは、変更させることがある。

第7章 職員組織

第29条 本校に次の教職員等を置く。

(1) 校長

(2) 教頭

(3) 宗教主任

(4) 教諭

(5) 養護教諭

(6) 事務職員

(7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

2 本校には、前項のほか、学校運営上必要と認めるときは、他の職員を置くことができる。

3 校長は、校務を総括し、所属教員を監督する。

4 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。

5 職員の公務文章は校長が別に定める。

第8章 納付金、入学検定料並びに奨学制度

(納付金の種類及び納入額)

第30条 本校生徒の納付金の種類及び納入額、入学検定料は、別表2に定めるとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第31条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学したときには、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から納付金を免除することがある。

第32条 生徒が、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、納付金の一部または全部を免除することがある。

(1) 本校において、特待生として認定された者

(2) 経済的理由によって授業料等の納付金の納入が困難と認められた者

2 前項で免除を受けた者が、生徒としての本分に反した場合には免除を取り消すこともある
(滞納)

第33条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに納付金を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある

(納付金の不還付)

第34条 すでに納入した納付金及び入学検定料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(奨学制度)

第35条 本校に、奨学制度を置く。その規定については、別に定める。